

**特定非営利活動法人子ども・若者センターこだま  
情報公開に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人子ども・若者センターこだま(以下「法人」という。)が特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の定めるところにより、定款、役員名簿及び事業に関する報告書、計算書類等の保管及び情報公開に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(事業報告書等の備え置き)

第2条 法人は、役員名簿及び定款並びにその認証及び登記に関する書類(以下「定款等」という。)を、常時、法人の事務所に備え置くものとする。

2 法人は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿及び前事業年度の末日における会員名簿(以下「事業報告書等」という。)を作成するものとし、これらを、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置くものとする。

3 法人は、総会及び理事会の議事録(以下「議事録」という。)を遅滞なく作成し、これらを、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置くものとする。

(閲覧請求に対する措置)

第3条 法人は、法人の会員その他の利害関係人から法28条3項の掲げるものの閲覧請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させるものとする。

(改正)

第5条 この規程を改定するときは、理事会の議決を得なければならない。

(附則) この規程は、2024年1月1日から施行する。